

社会福祉法人唐津市社会福祉協議会役員及び評議員報酬支給規程

平成 29 年 6 月 16 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人唐津市社会福祉協議会定款第 10 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、社会福祉法人唐津市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の役員及び評議員に支給する報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 「役員」とは、本会の理事及び監事をいう。

(会長の報酬等)

第 3 条 会長に報酬及び通勤手当を支給する。

2 報酬の額は、月額 160,000 円とする。

3 報酬及び通勤手当の支給については、社会福祉法人唐津市社会福祉協議会職員給与等支給規程の例による。

(令和 4 年 3 月 14 日・一部改正)

(常務理事の報酬等)

第 4 条 常務理事に報酬、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

2 報酬の額は、月額 230,000 円とする。

3 報酬、通勤手当、期末手当及び退職手当の支給については、社会福祉法人唐津市社会福祉協議会職員給与等支給規程の例による。

4 本会職員を兼務し、職員給与を支給している常務理事に対しては、前項に定める報酬等は支給しないものとする。

(令和 5 年 6 月 2 日・追加)

(理事、監事及び評議員の報酬等)

第 5 条 理事、監事及び評議員が、次の各号に定める会議等に出席した場合は、当該各号の区分に応じた報酬及び旅費を支給する。

(1) 理事会、評議員会及び会務のため会長の要請を受けて出席する委員会等 1 回あたり 3,000 円及び社会福祉法人唐津市社会福祉協議会職員等旅費支給規程(以下「旅費規程」という。)第 19 条に定める別表第 4 による旅費額

(2) 監査 日額 5,500 円及び旅費規程第 19 条に定める別表第 4 による旅費額

(3) 研修、講習その他これらに類する目的のため出席する会議 旅費規程に定める事務局長の例による旅費額

2 前項第 1 号における「会務のため会長の要請を受けて出席する委員会等」とは、外部の関係機関等からの依頼により、当該関係機関等の設置する委員会等の委員として出席する会議をいう。この場合において、当該関係機関等の設置する委員会等より、直接費用弁償その他これらに類する金額が支払われる場合にあっては、本会からの報酬の支給は行わないものとする。

3 会長及び常務理事にあっては、第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定は適用しないものとする。

4 報酬の支給については、第4条第1項各号に定める会議等に出席した後に役員、評議員名義の口座にすみやかに振り込むものとする。ただし、特別の事由があるときは、取りまとめて支給することができる。

(準用)

第6条 この規程に定めない事項については、旅費規程を準用する。

附 則(平成29年6月16日)

この規程は、評議員会の決議の日から施行する。

附 則(令和4年3月14日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月2日)

この規程は、令和5年6月19日から施行する。